

# 財団法人大阪府社会保険協会役員報酬規程

## （目的）

第1条 この規定は、財団法人大阪府社会保険協会（以下「協会」という。）寄附行為第17条に規定する常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

## （役員の報酬）

第2条 役員の報酬は、本俸、扶養手当、特別地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

## （報酬の支給）

第3条 本俸、扶養手当、特別地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日でない日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その日前においてもっとも近い休日でない日に支給する。

## （本俸）

第4条 役員の本俸月額次のとおりとする。

### （1）専務理事

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）で定める一般行政職俸給表(一)7級第25号から第53号相当額の範囲内で支給する。

### （2）常務理事

一般職給与法で定める一般行政職俸給表(一)7級第25号から第49号相当額の範囲内で支給する。

2 会長は、一般職給与法、民間企業の役員報酬等その他の事情を考慮して、前項で規定した範囲内で俸給の月額を増額又は減額することができる。

## （扶養手当）

第5条 扶養手当は、扶養親族のある役員に支給する。

2 扶養親族とは、次の各号の1に該当する者であつて、他に生計の途がなく、主としてその役員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ）

（2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）60歳以上の父母及び祖父母

（4）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号の扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については、それぞれ6,500円（役員に配偶者がいない場合は、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 扶養手当は、役員の届出により、扶養親族に該当した月の翌月から該当しなくなった月まで支給する。

（特別地域手当）

第6条 特別地域手当は、役員に対し支給する。

- 2 特別地域手当の月額は本俸、管理職手当及び扶養手当の月額に100分の12を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第7条 管理又は監督の地位にある役員には、次に定めるところにより管理職手当を支給する。

- (1) 専務理事

本俸月額の100分の16以上20以下

- (2) 常務理事

本俸月額の100分の16以上18以下

（住居手当）

第8条 住居手当は、次に掲げる役員に支給する。

- (1) 自ら住居するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている者
- (2) その所有する住宅に居住している役員で、所帯主である者

2 住居手当の月額は、次の区分に応じて次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる役員

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている役員

家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている役員

家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる役員

2,500円（その住居がその役員によって新築され、又は購入されたものである場合は当該新築又は購入の日から起算して5年を経過するまでの間）

- 3 住居手当は、役員の届出により、その事実該当した月の翌月から該当しなくなった月まで支給する。

(通勤手当)

第9条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担する役員に支給する。

- 2 通勤手当の月額、その者の1ヵ月の通勤に要する運賃の額に相当する額  
その額が40,000円を超えるときは、その額と40,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が5,000円を超えるときは5,000円)を40,000円に加算した額
- 3 通勤手当は、役員の届出により、その事実該当した月の翌月から該当しなくなった月まで支給する。

(期末特別手当)

第10条 期末特別手当は、毎年6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する役員に対して支給する。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在において当該役員がうけるべき本俸、扶養手当及び特別地域手当の月額並びに本俸月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては、100分の140、12月に支給する場合においては、100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6ヵ月以内の期間のその者の在職期間に応じて、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

| 在 職 期 間         | 割 合      |
|-----------------|----------|
| 基準日が6月1日及び12月1日 |          |
| 6ヵ月             | 100分の100 |
| 5ヵ月以上6ヵ月未満      | 100分の80  |
| 3ヵ月以上5ヵ月未満      | 100分の60  |
| 3ヵ月未満           | 100分の30  |

- 3 会長は事業実績を勘案し、前項に定める支給割合を増減して支給することができる。

(日割計算)

第11条 新たに役員となった者には、その日から本俸及び特別地域手当(以下本条において「本俸等」という。)を支給する。

- 2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの本俸等を支給する。
- 3 第1項又は第2項の規定により、本俸等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外の時は、その本俸等の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬の支払方法)

第12条 役員の報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべきもの及びその役員が報酬から控除することを承諾したものの金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことが出来る。

(端数の処理)

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、職員給与規程に準ずるものとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年11月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。